

農業委員会だより

163号

令和7年1月1日発行

発行 / 四日市市農業委員会

編集 / 編集委員会

TEL.059-354-8271



食べごろを迎えたイチゴ（水沢町）

水沢町にあるイチゴ農園では、例年1月中旬～2月ごろからイチゴ狩りが始まり、毎年、子どもからお年寄りまで幅広い年代の方が訪れ、イチゴ狩りを楽しんでいます。準備期間はハウス内の温度を温かく保ち、様々な品種のイチゴをそれぞれの特徴に合わせて栽培しているそうです。

このイチゴ農園では、三重県が品種登録した新品種の「うた乃」が今年から栽培されており、普段、あまり手に入れることのできない品種のイチゴも食べることができるそうです。

今冬はイチゴ狩りにて、栄養分がぎゅっと詰まった甘くてみずみずしいイチゴを、摘みたての状態で食べてみてはいかがでしょうか。

主な内容

利用権設定の手続きが変わります	P 2、3
農地利用最適化推進委員の募集	P 4
農業委員会の活動紹介等	P 5
農業者年金のご案内	P 6

利用権設定の手続きが変わります

1. 制度変更について

これまでのご案内してきたところですが、農業経営基盤強化促進法により四日市市が作成する農地利用集積計画にもとづく『利用権設定等促進事業』は、法律の改正により令和7年3月末で終了します。(既に申し出の受け付けは終了しました。)

令和7年度からは、公益財団法人三重県農林水産支援センター(※)が、農地の所有者と耕作者を仲介して農地の貸し借り等を行う制度である『農用地利用集積等促進計画』がスタートします。

※制度上、「農地中間管理機構」として位置付けられています。

2. 変更点について

現在、各地区で「目標地図」を含む「地域計画」の作成に向けた話し合いが進められています。目標地図において、現在担い手が耕作している農地もしくは、今後担い手が耕作を行うことが決まっている農地については、基本的にはこの担い手以外への貸付ができなくなります。(※)

また貸借期間は「原則として10年以上」とされたほか、必要な事務処理期間を確保するため書類提出の締め切りが早まる、申出書類の様式や種類が変わる、などの変更があります。

その一方で、契約期間が終了すれば農地の所有者へ農地が確実に返還されることや、手続き窓口は四日市市農業委員会であること、四日市市においては6月と12月を契約の開始時期とすること等はこれまでと変わりません。

※一部例外があります。詳しくは、「7. 新制度についての問い合わせ先」へお尋ねください。

3. 貸借期間について

これまでの設定や今回の制度改正を踏まえ、当面、本市では以下のとおりとします。

貸借期間: 「10年」「15年」「任意の年数」の3種類から選択

※「任意の年数」は貸し渡し人と借り受け人の合意により決めていただくことになります。

設定期間は最長で40年とし、10年未満での設定もできることとしますが、5年未満である場合には三重県農林水産支援センターへ理由を説明する必要がありますので、5年未満とする理由を書面で提出してください。

4. 地域計画策定後の権利設定の開始時期と手続きの時期

権利設定の開始時期	6月1日から	12月1日から
「契約更新のお知らせ」の発送時期	毎年1月上旬	毎年7月上旬
申請手続きの締め切り時期	毎年2月10日頃	毎年8月10日頃

5. 地域計画を策定しない農地の手続き

地域計画(目標地図)の区域から外れる市街化調整区域内の農地については、地域計画を策定する地域と同様の手続きで貸し借りを行うことになります。

6. 提出書類

作成者	提出書類	必要となる場合	備考
双方	各筆明細 (いわゆる同意書)	必須	・押印が必要 ・原則 A3版
借受人	権利設定を受ける者の 農業経営の状況等	必須(提出は年に1回でOK)	・借受人が「個人」「農地所有適格 法人」「その他の法人」により様 式が異なる
貸渡人	共有者の同意書	契約する土地が共有名義の場合	・共有持分の過半の同意が必要
	相続関係説明図	土地の所有者が死亡している場合	
	他の法定相続人の同意書	土地の所有者が死亡している場合	・法定相続持分の過半の同意が必要
	(契約後に機構から貸渡人へ郵送される書類) 振込依頼書	賃貸借契約であり、賃料を金納す る場合	・契約後に機構へ直接提出 ・初めて金納の契約をする場合のみ
双方	物納承諾書	賃貸借契約であり、賃料を物納す る場合	・支払う物は、主食用玄米に限る

「各筆明細」の様式

「権利設定を受ける者の農業経営の状況等(個人)」の様式

7. 新制度についての問い合わせ先

「地域計画」、「目標地図」及び「農用地利用集積等促進計画」については、下記の連絡先へお尋ねください。

「地域計画」及び「目標地図」についてはこちら

四日市市農水振興課（農水政策係）

電話：059-354-8180

「農用地利用集積等促進計画」にかかる農地の貸し借り等についてはこちら

四日市市農業委員会事務局

電話：059-354-8271

「農地中間管理事業」についてはこちら

公益財団法人三重県農林水産支援センター
松阪市嬉野川北町 530 番地

電話：0598-48-1228
(農地中間管理課)

農地利用最適化推進委員の募集について

農地利用最適化推進委員に欠員が生じたので、次のとおり募集を行います。

1. 業務概要

- ・農地の出し手や受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積及び集約化を推進
- ・耕作放棄地の発生防止と解消を推進
- ・農業への新規参入の促進
- ・農地中間管理機構との連携及び協議
- ・農地の権利移動等に対する意見の提出

2. 任期

委嘱の日から令和8年7月19日まで

3. 身分及び報酬

四日市市の特別職の非常勤職員として、月額 28,000円

4. 募集する区域及び募集人数

地区名	区域の詳細	人数
第18区	川島町(東部、北部)、三滝台一丁目、三滝台二丁目、三滝台三丁目、三滝台四丁目、小生町、浮橋一丁目、浮橋二丁目、川島新町	1人



5. 推薦を受ける者又は応募できる者の資格(応募資格)

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において農地等の利用の最適化の推進のための活動ができ、次のいずれにも該当する者とします。

- ・原則として四日市市に住所を有する者
- ・四日市市の一般職の職員でない者

※次に該当する者については、募集に応じる資格がありませんのでご注意ください。

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6. 推薦及び応募に係る手続等

所定の推薦書又は応募書に必要事項を記入の上、提出してください。

- ・農業者等（推薦者が個人）が推薦する場合（第1号様式）
- ・法人又は団体が推薦する場合（第2号様式）
- ・応募（自薦）の場合（第3号様式） ※推薦者は市内在住及び市内に所在する法人又は団体に限ります。

7. 募集の期間

令和7年1月7日(火)午前8時30分～令和7年1月31日(金)午後5時15分までの間に四日市市農業委員会事務局に持参又は郵送により提出してください。

8. 選考方法、結果及び委嘱

応募者が募集人数を超えた場合や、その他必要と認める場合には、四日市市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会において候補者の面接を行い、候補者を選定したうえで、農業委員会が委嘱します。選考結果は、2月上旬ごろ四日市市ホームページで公表します。



茶業振興センターで すいざわマルシェが開催されました

10月14日(月祝)に、茶業振興センター(水沢町)にて、「すいざわマルシェ秋」が開催されました。

採れたての茶葉(秋番茶)の加工や淹れたてのほうじ茶の試飲をはじめ、地元産の野菜や手作り品が販売されました。また、キッズコーナー、キッチンカーの出店などもあり、多くの来場者で賑わいました。

茶業振興センターでは、年4回マルシェ(5月下旬のすいざわマルシェ春、10月のすいざわマルシェ秋、秋のすいざわ楽し市、3月の茶ノ市)があり、このうち、茶業振興センターが主催の春と秋のマルシェ、茶ノ市については、市内の茶農家であれば出店が可能です。

詳細は、茶業振興センター(電話329-3367)へお問い合わせください。



Instagramはこちら

センターのイベントや、お茶についての情報を発信しています。



@YOKKAICHI_OCHA

遊休農地の利用意向調査を実施します

8月～9月にかけて、農地利用最適化推進委員、農業委員および事務局職員が市内の農地について利用状況の調査(農地パトロール)を実施しました。この調査で遊休農地であると判断された農地について、所有者に対して郵便にて調査票を送付し、今後の土地利用についての意向調査を行います。

調査書がお手元に届きましたら、必ずご回答ください。

令和6年8月～11月の主な農業委員会活動を紹介します。

月 日	活動内容	参加者数	月 日	活動内容	参加者数
R6. 8.16	月例総会	農業委員 16名	R6.10.23	農業委員会委員等研修会	農業委員 11名 農地利用最適化推進委員 24名
R6. 9.13	月例総会	農業委員 18名	R6.11.15	運営委員会	農業委員 5名
R6. 9.13	運営委員会	農業委員 5名	R6.11.15	月例総会	農業委員 17名
R6.10.15	月例総会	農業委員 15名	R6.11.15	編集委員会	農業委員 3名

※本市の農業委員会は、月例総会(許可申請等の審議など)、農地利用最適化推進会議及び年次総会(全体会)にて会議運営しております。

農業者年金のご案内



詳しくは… 農業者年金基金 検索
<https://www.nounen.go.jp>

知って得する！農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金
 「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！

- 農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です！
- 一定の要件を満たす方には、
 月額最大**1万円**の保険料補助
- 保険料は**全額社会保険料控除の対象**
 など、生涯を通じて大きな節税効果！

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

- ・ 年間60日以上農業に従事している方で、
- ・ 国民年金第1号被保険者（60歳未満）又は、
 国民年金の任意加入者（60歳以上65歳未満）

※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！



NOUNEN

全国農業新聞



NATIONAL
 AGRICULTURAL
 NEWS

経営とくらしに役立つ情報をお届けします！

農家のための情報誌『**全国農業新聞**』

- ◆発行日／週一回（毎週金曜日） ◆発行元／全国農業会議所
- ◆購読料／月700円（送料、税込み）

○お申込みは、
 農業委員会事務局まで ☎354-8271

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

早いもので、農業委員となって2度目の新年を迎えることとなりました。去年の夏も記録的に暑く、そして長い、やっと、その暑さも終わりを告げたかと思いきや、アッと言う間に冬が到来。まさに異常気象そのもの。一体、秋はどこに行ったのでしょうか？なぜか、我が家の畑で取れた野菜もどこなくおかしい。気候がこれまでと違うと思っているのは私だけでしょうか。

私たち農業委員は、農業者の高齢化や後継者の減少による耕作放棄地の拡大から地域の農地を守るため、「※農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」による「地域計画」の策定に各関係機関と一体となって取り組んでいるところです。地域の、地域による、地域のためのより良い計画を策定するため、地域のみなさまと話し合いを重ねていくところです。今後ともみなさまの積極的なご参加とご協力をお願いいたします。

※改正法成立 令和4年5月20日

改正法施行 令和5年4月1日

[農業委員会だより 編集委員会]

古市 ひとみ／森 勇志／奥山 邦典



四日市市農業委員会憲章

私たち農業委員会は、誇りと責任をもち夢とゆたけのある明るい農業を育てるため、次のことを誓います。

- 一、明日のいのちを守る確かな農業をつくります。
- 一、水とみどりの農地を守りみどりの豊かな農業をつくります。
- 一、担い手を育て活力ある農業をつくります。
- 一、消費者と心のかよい合う農業をつくります。
- 一、世界に目を向け新しい農業をつくります。

制定 平成三年六月六日